

議案第18号

山都町短期滞在施設条例の一部改正について

山都町短期滞在施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年3月6日提出

山都町長 坂本 靖也

(提案理由)

短期滞在施設の使用期間延長条件の明確化及び蘇陽地区3号棟A、3号棟Bの供用を廃止するため、山都町短期滞在施設条例の一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町短期滞在施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町短期滞在施設条例の一部を改正する条例

山都町短期滞在施設条例（平成25年山都町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出し中「趣旨」を「設置」に改め、同条中「本町の定住を促進することを目的として、町外から本町への移住を希望又は検討する者」を「町は、本町への移住を検討している者」に、「が、本町への移住に向けて必要な調査及び準備を行い、又は町民及び町内集落との交流を実施する間に滞在可能な施設」を「に対し本町における暮らし心地や土地の魅力を体感するための機会を提供することを目的」に改める。

第16条を第17条とし、第10条から第15条までを1条ずつ繰り下げる。

第9条第2項中「第4条」を「第5条」に改め、同条を第10条とする。

第8条第1項第3号中「第9条」を「第10条」に改め、同条を第9条とする。

第7条中「第4条第1項」を「第5条第1項」に改め、同条を第8条とする。

第6条中「1年以内」を「第2条に規定する町の責務が果たされるよう、第5条第1項の規定による使用の許可を受けた日から起算して1年を限度」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、使用者又は同居人について次に掲げる特別な事情がある場合において、その者から申出があったときは、合理的に必要と認められる範囲において、同項に規定する期限を延長することができる。

(1) 病気にかかっているとき。

(2) 災害により著しい損害を受けたとき。

第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条を第5条とする。

第3条中「掲げる者」を「掲げるもの」に改め、同条第1号中「本町における居住用住宅の探索を行う者」を「申請時において、本町の区域内に住所を有しない者及びその家族」に改め、同条第2号中「本町における居住用住宅の修理・改築を行う者」を「短期滞在施設を適正かつ良好に維持し、及び管理することができること。」に改め、同条第3号中「本町への移住に必要な情報を収集することを目的として町民及び町内集落との交流を行う者」を「使用に当たって、円滑かつ積極的に地域住民との交流や地域の行事に参加できる者であること。」に改め、同条第4号中「前各号に掲げるもののほか本町の定住及び移住促進のため町長が特に必要と認める者」を「転勤による転入を予定している者又は旅行に伴う宿泊を目的とした者でないこと。」に改め、同条に次の1号を加える。

(5) 地方税等を滞納している者でないこと。

第3条を第4条とし、第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(町の責務)

第2条 町は、短期滞在施設の管理に当たって、移住希望者等に対する本町における暮らし心地や土地の魅力を体感するための機会の提供が円滑かつ効果的に確保されるよう努めなければならない。

別表中「第2条」を「第3条」に、「第9条」を「第10条」に改める。

別表蘇陽地区の表中3号棟Aの項及び3号棟Bの項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の山都町短期滞在施設条例の規定による使用の許可を受けた短期滞在施設の使用については、なお従前の例による。

山都町短期滞在施設条例(平成25年条例第16号)新旧対照表

| 現行 | 改正後（案） |
|---|---|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 <u>本町の定住を促進することを目的として、町外から本町への移住を希望又は検討する者(以下「移住希望者等」という。)</u>が、<u>本町への移住に向けて必要な調査及び準備を行い、又は町民及び町内集落との交流を実施する間に滞在可能な施設として、山都町短期滞在施設(以下「短期滞在施設」という。)</u>を設置する。</p> <p>(施設)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(使用者の資格)</p> <p>第3条 <u>短期滞在施設を使用することができる者は、移住希望者等のうち、次に掲げる者</u>とする。</p> <p>(1) <u>本町における居住用住宅の探索を行う者</u></p> <p>(2) <u>本町における居住用住宅の修理・改築を行う者</u></p> <p>(3) <u>本町への移住に必要な情報を収集することを目的として町民及び町内集落との交流を行う者</u></p> <p>(4) <u>前各号に掲げるもののほか本町の定住及び移住促進のため町長が</u></p> | <p>(設置)</p> <p>第1条 <u>町は、本町への移住を検討している者</u> <u>(以下「移住希望者等」という。)</u>に対し本町における暮らし心地や土地の魅力を感じ取るための機会を提供することを目的として、<u>山都町短期滞在施設(以下「短期滞在施設」という。)</u>を設置する。</p> <p>(町の責務)</p> <p>第2条 <u>町は、短期滞在施設の管理に当たって、移住希望者等に対する本町における暮らし心地や土地の魅力を感じ取るための機会の提供が円滑かつ効果的に確保されるよう努めなければならない。</u></p> <p>(施設)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(使用者の資格)</p> <p>第4条 <u>短期滞在施設を使用することができる者は、移住希望者等のうち、次に掲げるものとする。</u></p> <p>(1) <u>申請時において、本町の区域内に住所を有しない者及びその家族</u></p> <p>(2) <u>短期滞在施設を適正かつ良好に維持し、及び管理することができること。</u></p> <p>(3) <u>使用に当たって、円滑かつ積極的に地域住民との交流や地域の行事に参加できる者であること。</u></p> <p>(4) <u>転勤による転入を予定している者又は旅行に伴う宿泊を目的とし</u></p> |

特に必要と認める者

(使用の許可)

第4条 (略)

(使用の制限)

第5条 (略)

(使用の期間)

第6条 短期滞在施設の使用期間は、1年以内

_____とする。ただし、やむを得ない事情により町長が特に認める場合は、この限りでない。

(禁止事項)

第7条 第4条第1項の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、短期滞在施設において次の行為をしてはならない。

(1)～(9) (略)

(使用の許可の取消し等)

第8条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は施設の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る使用の条件を変更し、

た者でないこと。

(5) 地方税等を滞納している者でないこと。

(使用の許可)

第5条 (略)

(使用の制限)

第6条 (略)

(使用の期間)

第7条 短期滞在施設の使用期間は、第2条に規定する町の責務が果たされるよう、第5条第1項の規定による使用の許可を受けた日から起算して1年を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、使用者又は同居人について次に掲げる特別な事情がある場合において、その者から申出があったときは、合理的に必要と認められる範囲において、同項に規定する期限を延長することができる。

(1) 病気にかかっているとき。

(2) 災害により著しい損害を受けたとき。

(禁止事項)

第8条 第5条第1項の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、短期滞在施設において次の行為をしてはならない。

(1)～(9) (略)

(使用の許可の取消し等)

第9条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は施設の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る使用の条件を変更し、

若しくは使用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1)・(2) (略)

(3) 第9条に定める使用料を納期限までに納付しないとき。

(4)・(5) (略)

2 (略)

(使用料)

第9条 (略)

2 使用者は、短期滞在施設の使用を開始する日までに、第4条により許可を受けた期間の使用料の全額を納付しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、納付すべき期限を別に指定し、又は分割して納付させることができる。

3 (略)

(使用料の減免)

第10条 (略)

(使用者の費用負担義務)

第11条 (略)

(損害賠償)

第12条 (略)

(施設の返還)

第13条 (略)

(立入検査)

第14条 (略)

(委任)

若しくは使用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1)・(2) (略)

(3) 第10条に定める使用料を納期限までに納付しないとき。

(4)・(5) (略)

2 (略)

(使用料)

第10条 (略)

2 使用者は、短期滞在施設の使用を開始する日までに、第5条により許可を受けた期間の使用料の全額を納付しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、納付すべき期限を別に指定し、又は分割して納付させることができる。

3 (略)

(使用料の減免)

第11条 (略)

(使用者の費用負担義務)

第12条 (略)

(損害賠償)

第13条 (略)

(施設の返還)

第14条 (略)

(立入検査)

第15条 (略)

(委任)

第15条 (略)

(過料)

第16条 (略)

別表(第2条、第9条関係)

蘇陽地区

| 名称 | 所在地 | 面積 (m ²) | 構造 | 使用料(円) |
|------|---------|-------------------------|-----------------|-----------|
| 1号棟 | 滝上526番地 | 82.5 | 木造平屋建 | 月額 16,400 |
| 3号棟A | 〃 | 69.0 | 木造平屋建(3号棟Bの棟続き) | 月額 13,000 |
| 3号棟B | 〃 | 69.0 | 木造平屋建(3号棟Aの棟続き) | 月額 13,000 |
| 5号棟 | 〃 | 75.0 | 木造二階建 | 月額 14,400 |
| 6号棟A | 〃 | 75.0 | 木造二階建(6号棟Bの棟続き) | 月額 14,400 |
| 6号棟B | 〃 | 75.0 | 木造二階建(6号棟Aの棟続き) | 月額 14,400 |

清和地区

| 名称 | 所在地 | 面積 (m ²) | 構造 | 使用料(円) |
|-----|----------------|-------------------------|-------|-----------|
| 1号棟 | 米生1090番地1 2 | 46.37 | 木造平屋建 | 月額 22,100 |
| 2号棟 | 井無田1157番 地2 | 46.29 | 木造平屋建 | 月額 13,600 |

第16条 (略)

(過料)

第17条 (略)

別表(第3条、第10条関係)

蘇陽地区

| 名称 | 所在地 | 面積 (m ²) | 構造 | 使用料(円) |
|------|---------|-------------------------|-----------------|-----------|
| 1号棟 | 滝上526番地 | 82.5 | 木造平屋建 | 月額 16,400 |
| | | | | |
| | | | | |
| 5号棟 | 〃 | 75.0 | 木造二階建 | 月額 14,400 |
| 6号棟A | 〃 | 75.0 | 木造二階建(6号棟Bの棟続き) | 月額 14,400 |
| 6号棟B | 〃 | 75.0 | 木造二階建(6号棟Aの棟続き) | 月額 14,400 |

清和地区

| 名称 | 所在地 | 面積 (m ²) | 構造 | 使用料(円) |
|-----|----------------|-------------------------|-------|-----------|
| 1号棟 | 米生1090番地1 2 | 46.37 | 木造平屋建 | 月額 22,100 |
| 2号棟 | 井無田1157番 地2 | 46.29 | 木造平屋建 | 月額 13,600 |

矢部地区

| 名称 | 所在地 | 面積 (m ²) | 構造 | 使用料(円) |
|------|-----------|-------------------------|--------------------|-----------|
| 1号棟 | 上寺2030番地5 | 83.22 | 木造平屋建 | 月額 15,200 |
| 2号棟 | 上寺1601番地4 | 51.05 | コンクリートブロック造 平屋建 | 月額 5,500 |
| 3号棟A | 千滝163番地1 | 57.97 | 鉄骨造 | 月額 8,300 |
| 3号棟B | 〃 | 57.97 | 鉄骨造 | 月額 8,300 |
| 3号棟C | 〃 | 57.97 | 鉄骨造 | 月額 8,300 |
| 3号棟D | 〃 | 57.97 | 鉄骨造 | 月額 8,300 |
| 3号棟E | 〃 | 57.97 | 鉄骨造 | 月額 8,300 |
| 3号棟F | 〃 | 57.97 | 鉄骨造 | 月額 8,300 |

矢部地区

| 名称 | 所在地 | 面積 (m ²) | 構造 | 使用料(円) |
|------|-----------|-------------------------|--------------------|-----------|
| 1号棟 | 上寺2030番地5 | 83.22 | 木造平屋建 | 月額 15,200 |
| 2号棟 | 上寺1601番地4 | 51.05 | コンクリートブロック造 平屋建 | 月額 5,500 |
| 3号棟A | 千滝163番地1 | 57.97 | 鉄骨造 | 月額 8,300 |
| 3号棟B | 〃 | 57.97 | 鉄骨造 | 月額 8,300 |
| 3号棟C | 〃 | 57.97 | 鉄骨造 | 月額 8,300 |
| 3号棟D | 〃 | 57.97 | 鉄骨造 | 月額 8,300 |
| 3号棟E | 〃 | 57.97 | 鉄骨造 | 月額 8,300 |
| 3号棟F | 〃 | 57.97 | 鉄骨造 | 月額 8,300 |

資料 1

山都町短期滞在施設について

山都町短期滞在施設は、本町への移住を検討する方に対して暮らしやすさや町の魅力などを体感していただくため短期間（1年以内）滞在される施設として運用しています。

平成25年度より運用を開始し、以降は下表のとおり増設を行い、現在9棟14戸運用しています。

| 設置年度 | 設置施設 | 備考 |
|--------|------------------|------------|
| 平成25年度 | 蘇陽1～6号棟（滝上） 6棟6戸 | ※2棟2戸運用停止中 |
| 平成28年度 | 清和1号棟（米生） 1棟1戸 | |
| 平成30年度 | 矢部1号棟（上寺） 1棟1戸 | |
| 令和2年度 | 矢部2号棟（上寺） 1棟1戸 | |
| 令和3年度 | 清和2号棟（井無田） 1棟1戸 | |
| 令和3年度 | 矢部3号棟A～F 1棟6戸 | |
| 合計 | 11棟16戸 | ※2棟2戸運用停止中 |

山都町短期滞在施設条例改正の主な理由

- ・施設の使用期間は1年以内としていますが、やむを得ない事情がある場合は使用期間の延長を認めることとしています。しかしながら、様々な事情による延長の申し出が多く次の利用希望者が使用できない状態が生じています。そのため、施設が円滑かつ効果的に利用されるよう延長可能な事由を明確にするためです。
- ・蘇陽地区の3号棟A、3号棟Bについては、老朽化による建物の傾きがあることから、安全面を考慮し平成30年10月から運用を停止しています。今後も短期滞在施設としての利用が難しいことから供用廃止するためです。

資料 2

短期滞在施設 蘇陽3号棟A・B



